<u>外国からイタリアへ入国する際の移動を正当化する自己宣誓</u> (公共交通機関を利用する際に提出)

以下に署名する私○○○○, ○○年○月○日, ○○ (出生地) 生まれ, Residente として登録している 住所○○市 (県の略称), ○○通り, は, 虚偽申告の場合には刑事罰を受ける可能性があること及び20 20年3月25日緊急政令第19号第4条に規定される罰則を理解し,

自己の責任の下、以下宣誓する。

- 1) イタリアで効力を持つ Covid-19 ウイルス感染抑制措置, とりわけ2020年5月17日首相令の規 定を承知している。
- 2) Covid-19 ウイルスの自己隔離措置の対象になっていない。また、ウイルス検査で陽性と判定されていない。
- 3)次に示す外国の場所<u>OOO</u>から,次の交通手段(私的交通手段の場合は乗り物の種類とナンバープレ ートを記入し,公共交通機関の場合は,フライト/鉄道あるいは陸路の経路/海路の基本情報を記 入する)を利用してイタリアに入国する。

(記入欄)

- 4) 以下に署名する私は、以下の条件のいずれかに該当する(該当項目を1つ示す)。
 - A) 交通機関の乗務員
 - B) 輸送·配送業務従事者
 - C)証明される仕事上の理由により伊に入国する欧州連合加盟国,シェンゲン協定加盟国,アンド ラ,モナコ公国,サンマリノ共和国,バチカン市国,グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 の市民ならびに居住者

D)2020年3月17日緊急政令第18号第13条が定める一時的な業務を含め,専門的業務に従 事するためにイタリアに入国する医療関係者

E) 証明される仕事上の理由のために外国に通勤し,業務後の帰宅を含め国境を出入りする労働者

F) イタリア国外での滞在時間が120時間を越えない, 証明される仕事上の理由のために国外へ移動する, イタリア国内に本社または支社を持つ企業の従業員

G) 欧州連合・国際機関の職員等。外国公館の外交官, 官房・技術専門職員及び領事職員。職務中の 軍関係者。

H) 勉学のため住所・居所のある国とは異なる国に通い,毎日あるいは最低週一回帰宅する学童・学 生

I)最大120時間以内の,仕事上,健康上,極めて緊急性の高い事態を理由とするイタリアでの滞 在

J)自身の居住する国に帰るためのイタリアでのトランジット(イタリアでの滞在時間は最大36時 間)

K) 欧州連合加盟国, シェンゲン協定加盟国, グレートブリテン及び北アイルランド連合王国, アン ドラ, モナコ公国, サンマリノ共和国, バチカン市国とイタリア間の移動。ただし, イタリアへの入 国に先立つ14日間にその他の国に滞在していない場合に限る。

L)上記に該当項目なし

L)を選択した場合,以下にも記入すること。

5) 宣誓者は以下の条件のいずれかに該当する。

- A) 欧州連合加盟国市民
- B) 欧州連合加盟国居住者
- C) 欧州連合市民と結婚/市民婚/事実婚をしている
- D) 上記A), B) あるいはC) に該当する者の21歳未満の直系卑属
- E) 上記A), B) あるいはC) に該当する者が扶養する直系尊属あるいは直系卑属
- F) 上記A), B) あるいはC) に該当する者の扶養家族又は同居者
- G) 次の国の居住者:アルジェリア、オーストラリア、カナダ、ジョージア、日本、モンテネグ
- ロ, モロッコ, ニュージーランド, ルワンダ, セルビア, 韓国, タイ, チュニジア, ウルグアイ

H)健康上,仕事上,学業上の理由,又は極めて緊急性の高い事態,あるいは居住地への帰還のための移動(具体的かつ検証可能なように移動の理由と緊急性・必要性を明記すること)

6) 14日間の	健康観察及び予防的自己隔離は,	次の住所の居住地	/滞在地で 実施する:
0) 1 4 日间公	使尿既示及し」的的自己隔離は,	へい エバシ 酒 正地/	伸圧地に天旭する・

広場/通り	番地	建物内番号	
市町村(コムーネ)	(県略称)	郵便番号CAP	
(家主名や滞在施設名)			

7) イタリア入国後,次の私的交通手段あるいは自身の所有する交通手段を使って、可能な限り短時間の うちに、前項で示した住所に直行する。

8)健康観察及び予防的自己隔離期間の間,連絡がつく**電話番号**は次の通り。固定電話番号_____携帯電話番号_____携帯電話番号_____

本自己宣誓の**場所,日付,時間**

宣誓者署名

交通機関の運転手へ